

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)資料 1  
令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 調査パフォーマンス向上に向けた取組

本事務年度においても、調査パフォーマンスの一層の向上に向けた取組を着実に実施していくこととしているところ、将来に向けて、法人課税部門における調査パフォーマンスの向上を目指すためには、現行の調査事務運営において潜在している課題を改めて明らかにした上で、所要の取組を進めていく必要がある。

本会議においては、令和5事務年度における調査事務等の取組状況や以下の内容について意見交換を行う。

### 1 調査の重点化への取組

法人課税部門においては、令和元事務年度以降、調査件数の維持よりも1件1件の調査の質の向上を目指す「調査の重点化」を図るため各種取組を実施してきたところ。

本議題においては、令和5事務年度における調査事績等を検証するとともに、「調査の重点化」を推し進める上で課題となる事項等について意見交換する。

### 2 特別調査担当の在り方

特別調査については、法人課税部門全体で取り組んでいる「調査の重点化」、職員構成の変化による特別調査班の定員・体制の見直しなどの影響により、担当者数、調査1件当たりに投下する事務量、調査事績等が大きく変化してきている。

本議題においては、これらの取組や環境変化を受け、現在の特別調査がどのように変化したかを改めて検証し、調査事務運営上の

課題を明らかにした上で、今後の特別調査のあるべき姿について意見交換する。

**【意見交換事項】**

1 令和5事務年度の調査事務運営を通じて把握された検討・対応すべき課題について、本事務年度実施している対応策及びその対応策の取組状況如何。また、課題として認識しているものの、諸般の事情により対応が困難な課題等があれば併せてお聞かせ願いたい。

2 特別調査担当が、今後も「特に重要かつ調査困難で多角的な調査を要する事案」に確実に対応するとともに、限られた調査事務量の投下を最も効果的なものとするため、どのような対応が考えられるか。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	2
----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 未納整理事務の現状等について（源泉所得税の事務運営について）

未納整理事務については、令和8事務年度の業務センター室の全国拡大（署の源泉部門・源泉担当者の定員減少）に対応するため、源泉事務センターへの事務の集約化や電話照会業務に係る非常勤職員の担当業務の拡大を図っており、これらの取組によって確保された事務量については、源泉調査事務などの外部事務に充てることとしている。

さらに、源泉事務センターの事務運営を念頭に、限られた未納整理事務に係る事務量を効果的に活用する観点から、過年分未納者の処理促進を重点的に図るため、これまでに、その処理期限を「事務年度末」としていた事務計画を「年内処理」とする事務計画に変更し、併せて、現年分未納者の接触対象を限定することにより、その処理の効率化を図ることとしている。

本会議においては、令和8事務年度までに、全ての署の未納整理事務が源泉事務センターへ集約される予定となっていることを踏まえ、庁から、上記の事項を含め、現状の対応方針等について改めて説明・指示を行うとともに、各局から、未納整理事務への取組状況について意見聴取を行う。

### 【意見交換事項】

- 未納整理事務の現状をどのように分析・評価しているか。

情 報 (開 示・不 開 示・部 分 開 示)	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資 料	3
-----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## データ活用を前提とした事務運営の推進に係る現状と今後の体制について

庁局の国税組織におけるデータ活用の推進に当たり、令和6事務年度からは「データ活用推進第三次中期計画」(発展期)に基づき取組を着実に推進しているところ。

発展期終了後(令和9事務年度以降)のデータに基づく事務運営の浸透・常態化に向けては、限られた人材や分析環境を有効活用するための全庁的な取組体制の検討が必要となる。

法人課税課において庁局が実施しているデータ活用の取組(予測モデル及び調査選定システムの構築、データのマッチングや可視化など)の現状を踏まえた上で、今後は、①高度な分析手法等を用いたデータ活用の取組(例えば、新たな予測モデルの構築など、以下「高度なデータ分析」という。)は、国税庁(法人課税課、データ活用推進室・参事官)、②調査選定システムのリファインや「高度なデータ分析」のうち分担可能な工程は、東京局、大阪局を中心とした都市局、③全国活用が有効と評価したデータ活用の取組(一括実施等)に係るデータの抽出及びそのデータの活用に係るPDCAマネジメントは、都市四局を中心に分担、④調査選定システムに搭載するようなデータを自局用にカスタマイズするといった対応は、独自に各局において、それぞれ実施する体制を検討している。本会議では、こうしたデータ活用の取組における庁局の役割分担・実施体制について意見交換を行う。

### 【意見交換事項】

- データ活用の取組における庁局の役割分担・実施体制(庁案)について、どのように考えるか。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	4
----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 令和8事務年度以降の調査等事務運営について

令和8事務年度以降においては、全署センター化による内部事務の移管やKSK2導入に伴う事務フローの見直し等により、外部事務に投下できる事務量は増加する見込みであり、これらの事務量も有効に活用しつつ、更なる調査パフォーマンスの向上を図っていく必要。

一方、多くの調査担当部門において内部事務量が増加しており、調査担当部門が調査に専念するためには様々な課題がある状況。

また、調査事務については、1件1件の調査の質の向上を念頭に、基本的に一般同時調査に調査事務量を投入することとし、調査必要度が高い法人の抽出に当たっては、総合リスク判定モデルや「結」の活用といったインフラ整備も行ってきたところ、追徴税額を念頭に置いた調査事務運営が定着しつつあり、1件当たりの3税追徴税額等は増加傾向にあるものの、様々な課題も把握されているところ。

### 【意見交換事項】

- 現状の課題や令和8事務年度以降の環境変化（①外部事務量の増加、②データを中心とした（書面の所在に囚われない）事務処理、③GSS導入に伴う調査現場でのデータ活用）を踏まえ、署法人課税部門の効果的な調査事務運営の構築に向けて見直すべき点等について、どのように考えるか。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	5
----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 消費税の還付申告法人等への対応

消費税還付申告については、一定の基準に該当する還付を確実に保留の上、還付原因の解明を行うとともに、局・消費税専門セクション等において不正還付検知システムを活用して審査状況を検証することにより、多額の不正還付が想定される事案を埋没させない仕組みを構築しているところ。

また、これにより、管理を要すると判定した不正還付想定法人については、局で一元的に管理し、最適な調査体制を構築した上で厳正な調査を実施することとしている。

本議題においては、上記の取組の状況を説明するとともに、将来的な消費税還付審査等の在り方について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
行文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	6
----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 海外取引法人等への取組

海外取引法人等に対する調査については、課税部重点課題の1つとして、局国際税務専門官の関与の下、セグメント化（海外取引規模・海外税務リスク）の結果を踏まえ、調査事務量を優先的に確保しつつ、真に海外取引事案として調査すべき対象へ調査資源を適切に配分し、調査の充実を図ることとしている。

また、海外取引法人等の海外税務リスクを予測したモデル(序パイラットプロジェクト)の分析結果について、令和5事務年度から、調査選定参考資料として各局に還元するとともに、国際税務専門官独自事案・支援事案を中心に効果検証を実施しているところ。

本会議においては、令和5事務年度における調査事務等の取組状況や海外税務リスク分析スコアに係る検証状況等について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	7
----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 関係民間団体との連携・協調

関係民間団体は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組むことにより、税務行政の円滑な執行に寄与しており、引き続き、関係民間団体との連携・協調を図っていく必要がある。

本会議においては、事業者のデジタル化の促進に向けた働きかけなど、関係民間団体との連携・協調の取組方針などについて説明する。

また、国税庁においては、関係民間団体の活動の活性化を期待し、平成30年度から長官感謝状の贈呈制度を実施しているが、各関係団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、その一層の活性化を図るため、選考基準を見直すこととしているところ、その検討状況等について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料	8
----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 年末調整手続の電子化の推進のための取組について

国税庁では、企業・従業員双方の事務コストを軽減するため、年末調整手続の電子化を推進しており、年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）の開発や、控除証明書等データを提供する事業者の拡大（マイナポータル連携への対応を行う事業者の拡大を含む）に向けた取組などを行っており、各局（所）においても、あらゆる機会を通じた勧奨を実施しているところである。

本会議においては、年末調整手続の電子化の現状と課題及び今後の取組の検討状況について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	9
----	---

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## KSK2移行に当たっての対応

現行のKSKシステムは、令和8年9月にKSK2へ移行予定であり、これにより従来の書面中心の事務処理は、データを基軸としたものへ転換する。

KSK2への移行に際して、庁局においては、KSK2の基本設計等を踏まえ、データによる納税者管理の方法の変更など、新たに検討を要することとなった課題やその対応方針を共有した上で準備を進めていく必要がある。

このため、今事務年度においては、9月から各局事務方との意見交換会を随時開催し、これらの点について議論を行っているところである。

本会議では、こうした意見交換会で提起された事項への対応も含め、KSK2移行に伴う課題及びその対応方針について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)資料 10  
令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 高度なICT調査事案への対応

社会全体のデジタル化が進む中、近年、国税庁では、全局(所)課税部の電商担当に対するデジタル・フォレンジックツール「UFED」の配備や、「ICT支援ルーム」(会計ソフトによる帳簿の復元等が可能)の全国運用など、高度なICT調査事案に対応するための必要な環境整備を進めているところ。

本会議では、今事務年度において、署の法人課税部門におけるICT調査の現状に加え、局署の情報技術専門官による調査支援の実施状況等を検証し、より高度なICT調査事案に対応するための調査支援体制の構築や環境整備に向けた検討の方向性について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	11
令和6.11.13	
14	
法人課税課	

## 法人税申告における ALL e-Tax 推進に向けた取組

国税申告手続のオンライン利用率の向上については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき策定された「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和6年10月21日改定)において、オンライン利用率の具体的な目標値を定め、目標達成に向けて、各種取組を実施しているところである。

とりわけ、法人課税課においては、令和8年度の業務センターの全国拡大を見据え、内部事務の効率化やICT・データの活用を一層推進していくため、添付書類を含めたe-Tax(ALL e-Tax)の普及・定着に向けて取り組んできたところ、本会議においては、その取組状況等について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国 の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 12

令和6.11.13

14

企画課

次世代事務運営PT

## KSK2導入に向けた取組

### 1 業務マニュアルの策定と職員の理解浸透

KSK2の導入により、業務センターや署における各系統の事務処理が、大きく変更されることとなる。

そのため、KSK2導入後の事務処理手順に基づき、「利用者（職員）目線」・「一覧的」・「分かりやすさ」を重視し、業務マニュアル（業務センター用）と業務マニュアル（署用）の策定作業を進めているところである。

また、早期の段階から職員の理解を深めていく必要があることから、これまでに共通的事務の具体的な事務処理イメージを作成し、e ラーニング（音声解説付き）で配信したほか、KSK2への関心を高めるための情報をQ&A形式で発信している。今後も、必要な情報を前広に発信していくこととしている。

### 2 テスト運用、研修の実施

事務処理手順が特に大きく変更となる業務センターの事務を対象に、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において、「テスト運用」を実施する予定である。

さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 13

令和6.11.13  
14

軽減税率・インボイス制度対応室

## インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス発行事業者の登録件数は、令和6年8月末日時点で約458万件となっているところ、インボイス制度の円滑な定着に向けて、令和6事務年度も引き続き制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な相談対応等に取り組む。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国のお安全等関係 4.公共のお安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	14
	令和6.11.13
	14

徴収課

## 滞納の未然防止の取組

適正・公平な課税は、納税がなされて初めて実現されることから、滞納の未然防止については、国税組織全体として取り組む必要があり、賦課・徴収の緊密な連携の下、積極的に取り組んできたところである。

引き続き、令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」(指示)に基づき、賦課・徴収の一層の緊密な連携の維持・強化により、次の施策に取り組んでいただきたい。

### 【滞納の未然防止・早期徴収に関する施策】

- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知
- 納期限前後における納付指導の実施
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徴収の連携・協調

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)資料 15  
令和6.11.13  
14  
監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

なお、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

### (1) 令和5事務年度の評価結果

令和5事務年度の評価結果については、以下に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、PDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしている。

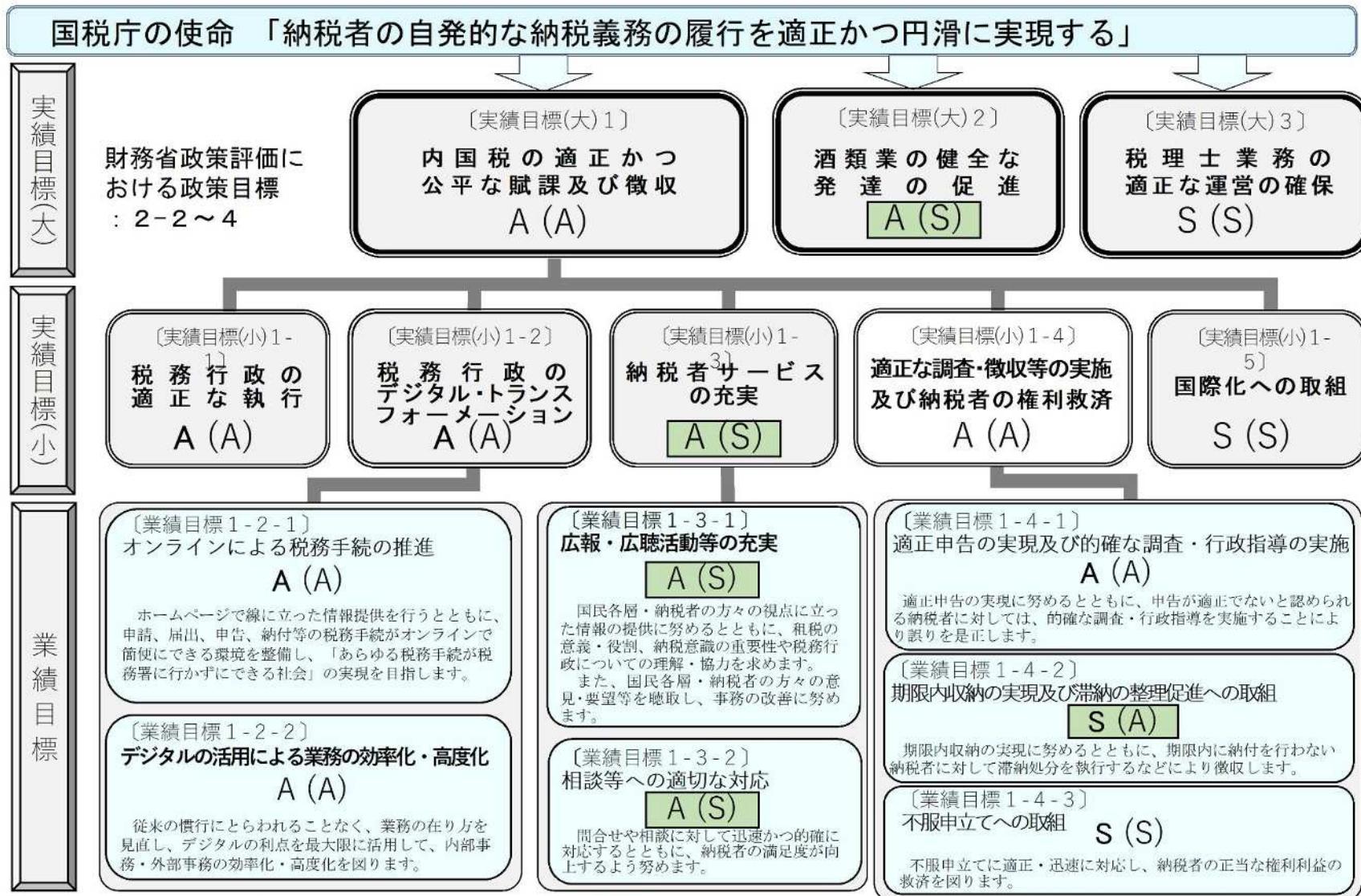
＜令和5事務年度における主な測定指標の達成度（法人課税課関係）＞

測定指標名	目標値	実績値	達成度
・『更正の請求』の3か月以内の処理件数割合 <sup>(注1)</sup>	95%	97.2%	○
・e-Tax の利用状況（法人税の申告手続）	92%	91.7%	△ <sup>(注2)</sup>
・e-Tax の利用状況（消費税（法人）の申告手続）	92%	95.2%	○
・データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	(定性目標)	-	○
・調査関係事務の割合 <sup>(注1)</sup>	65%	65.0%	○
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	(定性目標)	-	○
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	(定性目標)	-	○
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	(定性目標)	-	○

（注1）各事務系統の件数又は事務量を合算して目標値や実績値を算出している。

（注2）「達成度」欄の「△」は、目標値と実績値の差が1%以下の場合を示す。

## 令和5事務年度の評価結果



## (2) 令和6事務年度の取組（実施計画）

令和6事務年度の「実施計画」は、令和5事務年度の実績目標を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」の実現を図るため、これらの目標を認識して事務に取り組む必要がある。

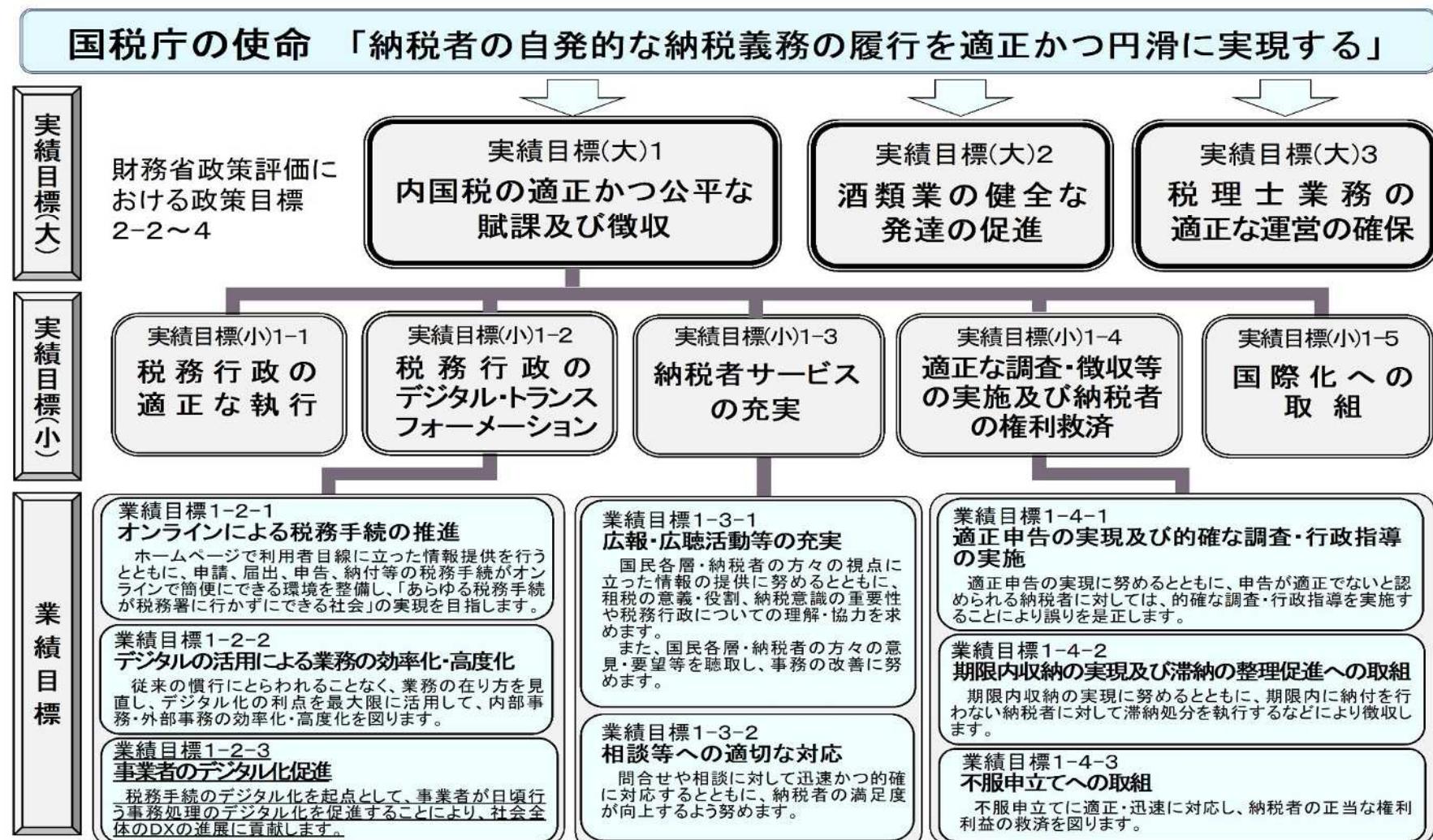
### ＜令和6事務年度における主な測定指標（法人課税課関係）＞

測定指標名	目標値
・『更正の請求』の3か月以内の処理件数割合 <sup>(注1)</sup>	95%
・e-Tax の利用状況（法人税の申告手続）	88%
・e-Tax の利用状況（法人税の添付書類を含めた申告手続） <sup>(注2)</sup>	66%
・e-Tax の利用状況（消費税（法人）の申告手続）	90%
・調査関係事務の割合 <sup>(注1)</sup>	65%
・データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	（定性目標）
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	（定性目標）
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	（定性目標）
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	（定性目標）

（注1）各事務系統の件数又は事務量を合算して目標値を算出している。

（注2）令和6事務年度の実施計画から新たに設定された測定指標である。

## 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料	16
----	----

令和6.11.13  
14  
査察課

## 査察事務の現状と課税部との連携

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察事務の運営に当たっては、社会的に非難されるべき悪質な脱税者を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、社会的波及効果が高い事案の立案・処理に積極的に取り組むこととしている。

近年の経済社会のデジタル化・国際化等の進展など、査察を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの変化に的確に対応し、引き続き社会的に非難されるべき悪質な脱税者を摘発していくため、課税部と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行うこととしている。

○ 着手及び告発件数の推移

項目 \ 年度	令和元	2	3	4	5
着手件数	件 150	件 111	件 116	件 145	件 154
処理件数 (A)	165	113	103	139	151
告発件数 (B)	116	83	75	103	101
告発率 (B/A)	% 70.3	% 73.5	% 72.8	% 74.1	% 66.9

○ 税目別の告発件数の推移

税目 \ 年度	令和元		2		3		4		5	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
所得税	件 17	% 15	件 8	% 10	件 9	% 12	件 19	% 18	件 14	% 14
法人税	64	55	55	66	43	57	47	46	59	58
相続税	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1
消費税	内11 32		内9 18		内9 21		内16 34		内16 27	
源泉所得税	3	2	2	2	2	3	1	1	0	0
合計	116	100	83	100	75	100	103	100	101	100

(注) 消費税の内書は、消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)資料 17  
令和6.11.13  
14  
長官官房監察官室

## 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	18
----	----

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 事務管理の徹底

### 1 厳正・的確な事務処理の確保

国税の事務は、一つ一つの処理が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであり、厳正・的確な事務処理の確保が強く求められている。

厳正・的確な事務処理を確保するためには、管理者が各事務の重要性を十分認識し、その職責を全うするとともに、職員一人一人が担当事務を十分理解した上で事務処理を行う必要がある。

### 2 行政文書・情報の管理の徹底

国税庁は、納税者の極めて重要な個人情報等を取り扱っており、納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の適切な管理に努める必要がある。

引き続き、情報管理点検等の取組を通じて、職員一人一人が行政文書等の適切な管理の重要性について認識した上で、事務処理手順等を遵守し、行政文書の紛失等（以下「紛失等事案」という。）の未然防止を徹底する必要がある。

### 3 緊急対応事案への対応

紛失等事案を含む緊急対応事案が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を適切に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努める。

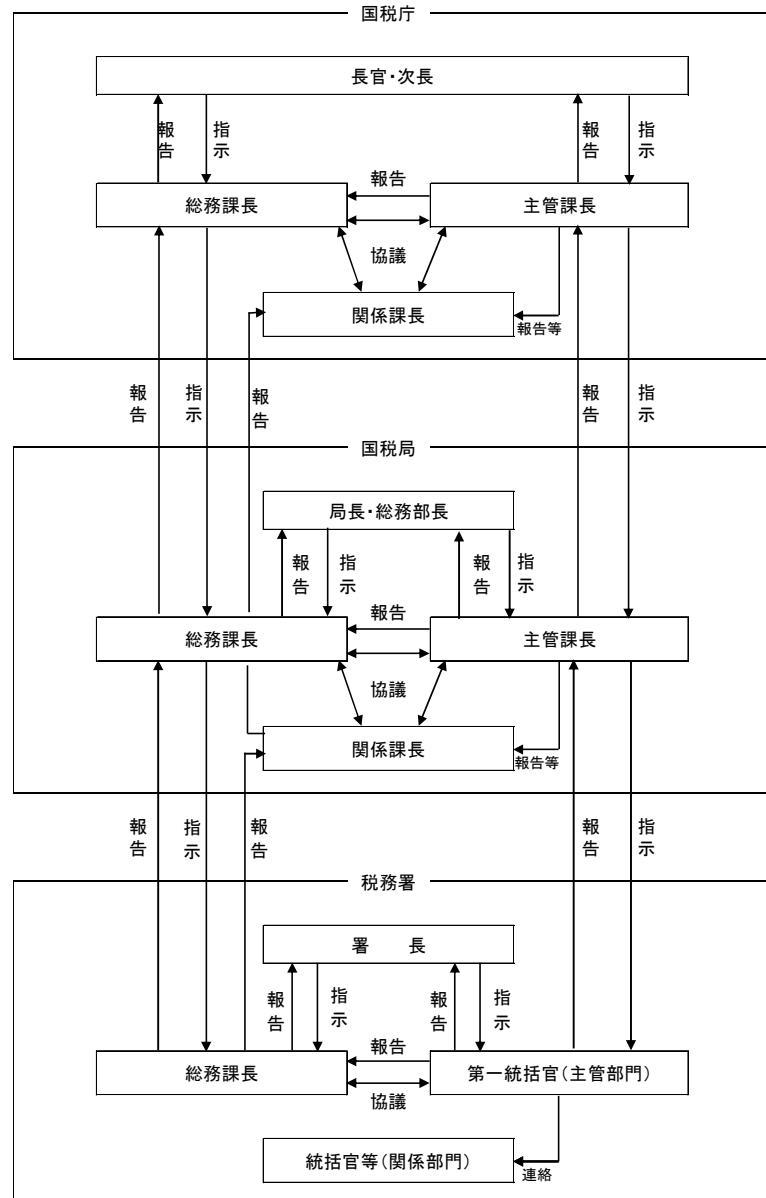
なお、緊急対応事案が発生した場合には、管理職員は、①自らも必要に応じて情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙参照）、③事案の類型に応じ、関係課への報告・連絡も適切に行う。

#### 4 綱紀の厳正な保持

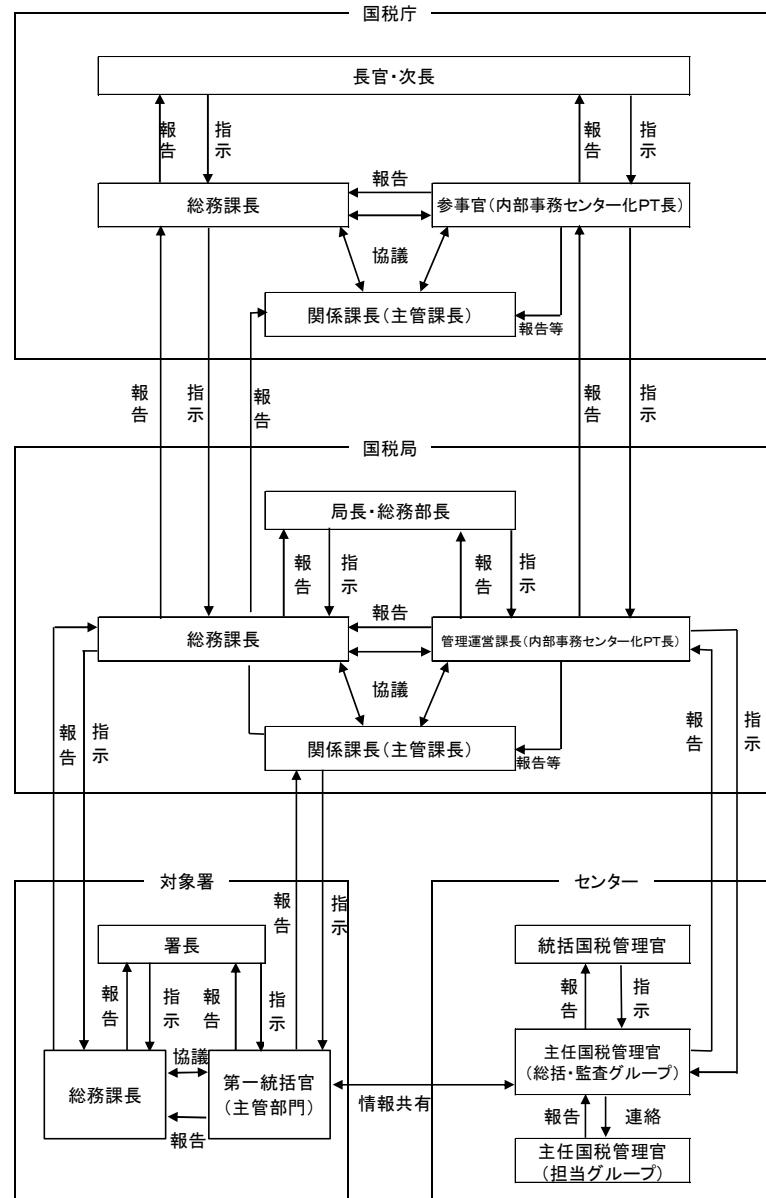
職員一人一人の綱紀の保持、高いモラルの維持は、国民の理解と信頼を得て税務行政を行っていく上での前提であることを踏まえ、納税者・税理士等との癒着などの非行はもとより、職員の公正性を疑われるような行為などの服務規律違反が生じることのないよう、引き続き公務員倫理の徹底と服務規律の厳正な保持に努める。

特に、税務職員の守秘義務の遵守については、申告納税制度を基本とする税務行政を円滑かつ公正に行うに当たり、納税者の信頼と協力を確保するために必要不可欠であることを十分認識し、徹底する。

## 緊急対応体制イメージ図

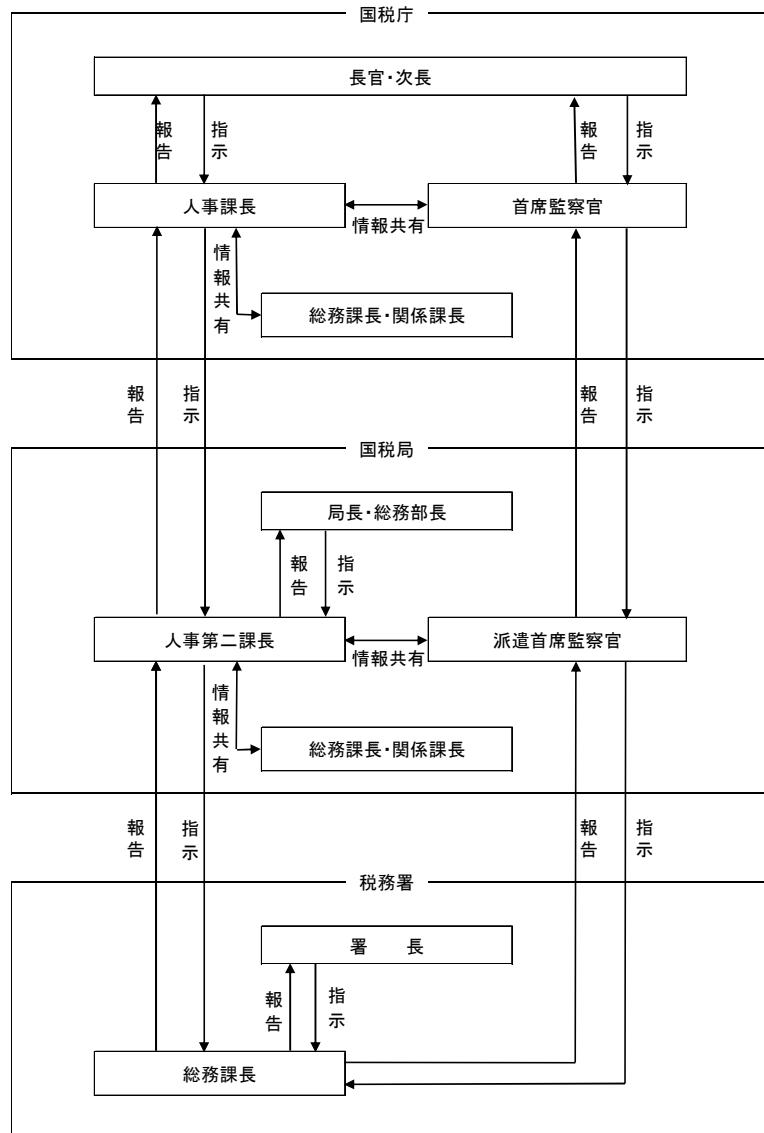


## センター用 緊急対応体制イメージ図 (災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



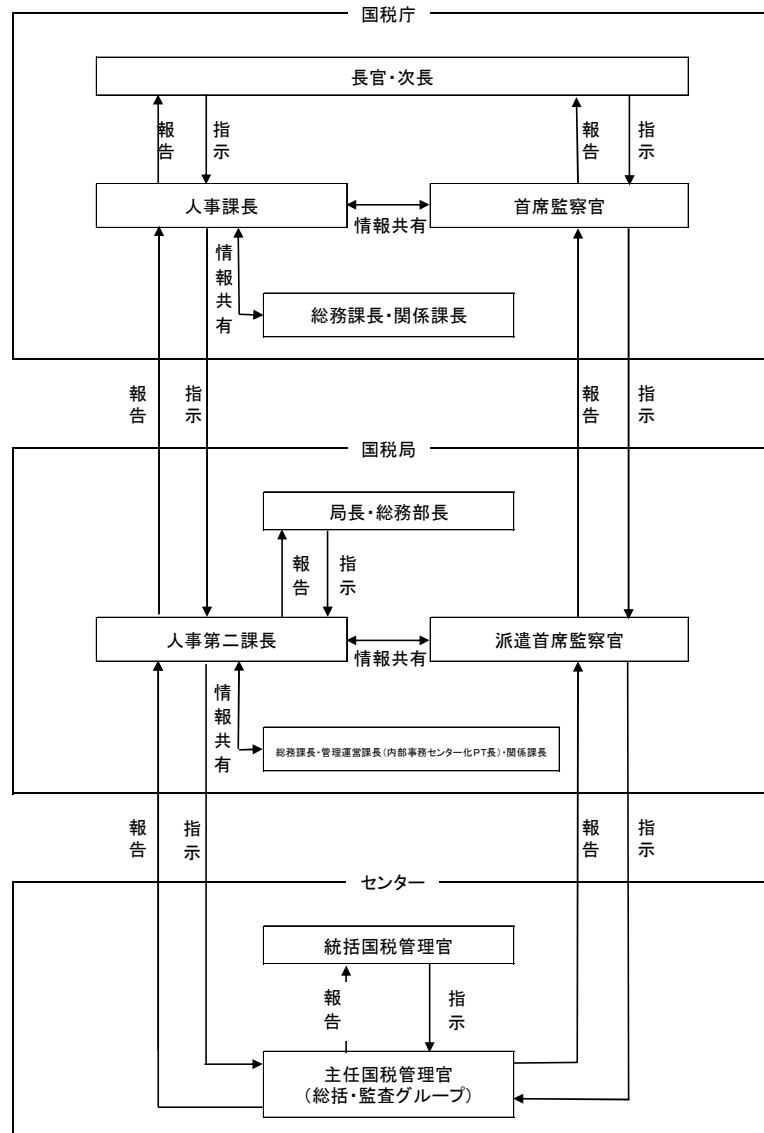
※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



※ 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

センター用 緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



※センターから局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

## 緊急対応事案類型別報告期限一覧表

報告を要する事案	標準報告期限 (第一報)
<b>現金過不足等</b>	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
<b>情報漏えい等</b>	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものを含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導 (例) 同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為（保管・複製・再委託等）及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付（未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。） ※ 郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
納税者情報の私的利用 (例) 国税情報システムの私的検索	3日目まで
<b>所在不明等</b>	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	3日目まで
<b>事務処理誤り・遅延</b>	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 (例) 地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 (例) システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を超過した事案のうち対応を要する事案 (例) 国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 (例) 処理期限超過後の更正・決定等の処分	3日目まで

(注) 1 上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。

なお、標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする（例：木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。）。

2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。

3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。

4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

情	開示	不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限	5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 19

令和6.11.13  
14  
法人課税課

## 優良申告法人制度の適正な運用について

優良申告法人の表敬制度は、法人の自発的な納税義務の履行の適正かつ円滑な実現を図るための施策として、申告納税制度の趣旨に即した適正な申告と納税を継続し他の納税者の模範としてふさわしいと認められる法人について、表敬状を交付して敬意を表するとともに、今後も適正な申告と納税が行われることを期待して実施している。

本制度については、優良申告法人制度の充実を図る観点から、平成26年6月に事務運営指針の見直しを実施し、平成27事務年度以降、新事務運営指針に基づく運用を開始している。今後も引き続き、新事務運営指針に基づく適正な運用に努める必要がある。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	20
令和6.11.13	
14	
企	画
課	

## 内部事務のセンター化

### 1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化（以下「センター化」という。）」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織（業務センター）で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、KSK2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあった場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

### 2 令和5事務年度の状況

#### （1）業務センター等の機能

業務センター職員数が増加する中、緊急時対応や職員管理、専門的知識を必要とする事務の増加に対応していくため、業務センター等に審理機能や情報化機能等を設置するなどの対応を行った。

## (2) 事務処理体制

業務センターの円滑な運営のため、事務の簡素化・標準化といったこれまでのBPRの取組に加え、事務系統の垣根を越えた既存事務の見直し、類似事務の統合などの取組を実施するとともに、KS2導入後の通常期及び確定申告期の事務処理体制について検討を進めた。

## (3) 行政指導

業務センターが納税者のコンプライアンス向上の一翼を担う部署として機能していくため、行政指導事務の運営方法や実施体制について検討を進め、その充実を図った。

### 3 令和6事務年度の課題

#### (1) KS2を活用した事務運営・事務処理体制の検討

KS2の導入を見据え、KS2の機能を踏まえた事務処理体制や事務管理等について検討を進める。

#### (2) センターの安定的な運営とBPRの推進

事務の共同処理の更なる充実や、BPRの更なる推進を図るとともに、令和8事務年度の業務センターの円滑な全署実施に向けた準備を進める。

#### (3) 行政指導の充実

効果的・効率的な事務処理体制や事務処理手順の整備など、行政指導の更なる充実に向けて検討を進める。

#### (4) KS2の導入に向けた準備

KS2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進める。

情 報 (開示・不開示・部分開示)	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 21

令和6.11.13  
14  
総務課税理士監理室

## 税理士法違反行為への対応について

### 1 基本的な考え方

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを達成するため、税理士及び税理士法人がその公共的使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士業務の適正な運営の確保に努める必要がある。

### 2 税理士法違反行為情報の収集と課税調査等と税理士調査の連携

各国税局(所)における税理士監理官及び税理士専門官等は、税理士法違反行為の疑いがある税理士・税理士法人や税務書類の作成等を行っている税理士等でない者に対する調査等を行っている。

これらの調査等を効果的・効率的に実施するためには、

① 税理士等による税理士法違反行為(故意による不真正税務書類の作成や調査妨害、その他税理士法に規定する各種義務違反行為など)

② 税理士等でない者による税務書類の作成などの税理士法違反行為

に関する情報の収集が不可欠であることから、課税調査担当者が、課税調査の過程において多額の不正行為の事実を把握などしたときには、税理士等の不正関与等の有無を必ず確認し、不正関与等の疑いがあると認められる場合には、税理士監理官への速やかな連

絡を行うとともに、平成 14 年 6 月 28 日付官総 6-106 ほか 12 課共同「『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領』の制定について」(事務運営指針) に則って、「税理士等情報せん」を作成して、局税理士監理官へ情報提供することとしている。

また、令和 6 年 6 月 19 日付官税 1-40 ほか 15 課共同「令和 6 事務年度における税理士関係事務の運営に当たり特に留意すべき事項について」(指示)において、課税調査担当者から、課税調査において税理士法違反行為の疑いを把握した旨の連絡があった場合、局署税理士事務担当者は、当該課税調査の担当部署との間で、課税調査や税理士法違反行為に係る調査の処理方針等について意識共有を図るとともに、当該担当部署に対して、税理士法違反行為に関する証拠資料の収集と保全を確実に行うよう依頼することとしている。

加えて、課税調査において税理士による調査妨害が疑われる行為を把握した場合は、具体的な事実に基づく当該行為の詳細(日時、場所、当方及び相手方の言動に関する具体的な事実など)について、調査経過記録書に確実に記録を残すなど、適時・適切な証拠資料の収集・保全が重要である。

このため、税理士法違反行為情報の収集と課税調査と税理士調査の連携についてお願いするもの。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 22

令和6.11.13  
14  
長官官房参事官

## KSK2・GSSの導入について

### 1 GSS（ガバメントソリューションサービス）について

GSS（ガバメントソリューションサービス）は、行政機関の業務用端末やネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービスである。国税庁においては、令和7年7月以降、順次GSS環境へ移行し、令和8年6月に全国運用を開始した後、令和8年9月からはKSK2の運用を開始する予定である。

このため、利便性とセキュリティ確保のバランスを踏まえた上で、引き続き、GSS導入に向けた取組を全庁的に進めていく必要がある。

### 2 KSK2について

#### (1) KSK2の開発状況

KSK2の開発は、現在、プログラムの作成やメーカーによるテストを進めている段階であり、おおむね順調に進捗している。令和7年3月には、機器も設置し、その後は、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、利用者端末などを組み合わせ、本番とほぼ同じ環境で動作を確認する「総合運用テスト」工程に入っていく。

#### (2) KSK2導入に向けた取組

KSK2は、国税の賦課・徴収の基盤となる「基幹システム」であり、導入の成否によっては、職員の職務遂行のみならず、納

税者の申告・納税義務の履行に多大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、K S K 2 の円滑な導入に向けて、開発作業のみならず、「データ移行」・「外部接続先との連携」といった、全庁的な課題については、全庁的な理解の下、各課の役割分担をしっかりと定め、検討を進めていく必要がある。

なお、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において「テスト運用」を実施する予定である。さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国 の 安 全 等 関 係 4.公 共 の 安 全 等 関 係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 23  
令和6.11.13  
14  
課税総括課

## 優良な電子帳簿の普及・一般化

電子帳簿等保存制度における「優良な電子帳簿」の普及・一般化に向けた周知広報の取組について、庁の取組状況等を説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)資料 24  
令和6.11.13  
14  
消費税室

## 消費税室当面の課題

### ○ 印紙税同時処理等の充実

印紙税に係るコンプライアンスの維持・向上のためには、納税者・課税文書と接触する機会を活用・確保して、印紙の貼付状況の確認、資料情報の収集を実施することが重要である。

具体的には、①署の法人課税部門の調査時に印紙税の不納付事実を把握した場合の「同時処理」の実施及び②不納付文書等を把握した場合に「不納付文書等連絡せん」を作成して資料化することについて、引き続き「職員の意識付け」を徹底していく。

なお、課税文書を大量に作成している納税者や、使用済印紙を再使用する等の悪質な納税者に対しては、間接諸税調査担当者が深度ある調査を実施することとしているため、このような納税者を把握した場合には間接諸税担当に連絡する。

#### (参考) 印紙税同時処理等事績の推移

事務年度	法人課税部門			個人課税部門			資産課税部門		
	不納付申出 (社)	不納付税額 (百万円)	不納付文書連絡せん (枚)	不納付申出 (者)	不納付税額 (百万円)	不納付文書連絡せん (枚)	不納付申出 (者)	不納付税額 (百万円)	不納付文書連絡せん (枚)
R元	11,125	292	11,924	695	13	1,289	57	1	128
R2	3,540	101	7,362	266	5	728	27	1	84
R3	5,686	176	7,778	334	9	741	25	1	79
R4	8,264	247	12,121	420	6	818	25	1	57
R5	8,122	267	9,801	470	10	1,091	32	1	58

(注) 不納付文書等連絡せんとは、取引先等から交付を受けて所持している課税文書で、印紙税が不納付となっている課税文書等を確認した場合に、その不納付事実等について資料化するものである。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	25
----	----

令和6.11.13  
14  
徴収部管理運営課

## キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、財務省が策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、令和8（2026）年度までにキャッシュレス納付割合を5割とすることを目指している。

また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、キャッシュレス納付への移行を加速させていく必要がある。

現金による納付の大半を金融機関の窓口納付が占めていることを踏まえ、金融機関、関係民間団体や地方公共団体とも連携し、特に、納付機会の多い源泉所得税（自主納付分）を窓口で納付している納税者に対するキャッシュレス納付の利用勧奨等に取り組む。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 26  
令和6.11.13  
14  
国税不服審判所

## 国税不服審判所の現状

### 1 審査請求の状況

(単位: 件、 %)

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	前年対比	
内 課税 関係 事件	請求件数	3,104	2,563	2,237	2,482	3,034	3,917	129.1
	申告所得税等	1,038	772	754	770	829	965	116.4
	源泉所得税等	49	49	42	53	46	53	115.2
	法人税等	557	505	329	538	550	672	122.2
	相続・贈与税	185	135	179	157	111	119	107.2
	消費税等	1,114	961	830	858	1,235	1,883	152.5
	その他	8	5	6	14	54	11	20.4
内 課税 関係 事件	処理件数	(216件、7.4%)	(375件、13.2%)	(233件、10.0%)	(297件、13.0%)	(225件、7.1%)	(279件、9.7%)	—
		2,923	2,846	2,328	2,282	3,159	2,873	90.9
		(213件、7.6%)	(369件、13.5%)	(227件、10.4%)	(296件、13.4%)	(225件、7.5%)	(276件、10.3%)	—
内 課税 関係 事件	未済件数	2,595	2,312	2,221	2,421	2,296	3,340	145.5
		2,538	2,229	2,192	2,380	2,187	3,219	147.2

(注) 1 処理件数欄の括弧書きは、認容件数及び認容割合を表す。

2 請求、処理及び未済の各件数は、国税通則法に基づくもののほか、行政不服審査法に基づく審査請求を含む。

## 2 審理手続の計画的進行

適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、裁決をするまでに通常要すべき期間（標準審理期間）を1年と定め、これを公表している。なお、実績の評価における測定指標として「審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定している。

また、審査請求事件の審理においては、審査請求人、原処分庁及び担当審判官が、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされている（国税通則法第92条の2）。

【参考：1年以内の処理件数割合の推移】

（単位：%）

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1年以内の処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95.4	99.1	—
目標値	95	95	95	95	95	95	95

（注）処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出。

また、令和3会計年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出。

## 3 国税審判官（特定任期付職員）の外部登用

国税不服審判所では、平成19年7月から、弁護士や税理士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用する外部登用を開始しており、平成22年度には、平成23年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表した。

その後、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在に至っている。

なお、令和6年7月10日現在の在職者の内訳は、弁護士出身者25名、税理士出身者19名、公認会計士出身者6名となっている。